

平成23年10月11日

奈良市議会 議会制度検討特別委員会  
委員長 土田敏朗様

奈良市議会議員 横井雄一

「奈良市議会議員の政治倫理に関する条例」の改正が望ましい点と、  
この際併せて考慮いただきたいことについて

標記の件について、次のとおり申し入れ致します。

## 記

### 1. 改正が望ましい点

- (1) 市民が調査請求しにくい。
- (2) 政治倫理審査会の構成員に議員が入ると、審査の客観性が担保されにくい。
- (3) 職務関連犯罪について、市民への説明責任を規定していない。
- (4) 議員やその配偶者および親族が経営する事業者が市との請負契約等を禁止することを規定していない。
- (5) 政治活動に関する贈与等を受けてはいけないのは、議員本人だけでなく後援団体も受けてはいけないと明記すべき。
- (6) 政治倫理基準に違反したときの罰則規定がない。
- (7) 市税等の納付状況の公開を規定していない。
- (8) 資産状況の公開を規定していない。

総じて、現行条例は、議員が全体の奉仕者として倫理観を高める、市民の信頼を得る導きになり得るかどうかについて、その実効性は小さいと考えます。

### 2. 考慮いただきたいこと

一方の選挙で選ばれた立場である市長の責務や、主権者である市民の責務を包括する「奈良市全体の政治倫理条例」を制定する必要があると考えますので、検討をお願いいたします。

以上